

平成 15 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 日本風力開発株式会社
代表者名 代表取締役社長 塚脇 正幸
(コード番号 2766 東証マザーズ)
問合せ先 代表取締役専務 大内 勝樹
(TEL . 03 - 3519 - 7250)

ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 15 年 5 月 19 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づき、下記のとおり、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成 15 年 6 月 23 日開催予定の当社第 4 回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を高めるとともに、株主を重視した経営を一層推進することを目的とし、当社の取締役、監査役および従業員に対し、以下の要領に記載のとおり新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、監査役および従業員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 300 株を上限とする。

新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株式を発行するときは、次の算式により目的たる株式数が調整される。

調整後株式数 =
$$\frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

本項に基づく各対象者に付与された新株予約権の目的たる株式数の調整は、当該調整を行う時点で対象者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数においてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

300個

なお、新株予約権1個あたりの目的となる株式数は当初1株とする。

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使により発行する株式1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という）は、以下のとおりとする。

新株予約権発行の日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に1.03を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行の日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。

（イ）新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（ロ）新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、株式併合を行う場合およびその他これらに準じた場合に、払込金額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で、適切に調整されるものとする。

(6) 新株予約権の行使期間

平成17年7月26日から平成24年7月25日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

対象者として新株予約権を割当てられた者は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員（顧問、嘱託を含む。）であることを要する。ただし、任期満了により退任した当社の取締役または監査役は、当社の取締役、監査役または従業員の地位を喪失したものと取り扱わない。

(イ)上記の規定にかかわらず、対象者が行使期間開始日前に死亡した場合、新株予約権は失効するものとする。

(ロ)上記の規定にかかわらず、対象者が行使期間開始日後に死亡した場合、死亡した対象者の相続人（ただし、当該対象者の一親等以内の相続人に限る。）が当該新株予約権を行使することができる。

対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または対象者が当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、使用人、嘱託、顧問またはコンサルタントとなった場合等、新株予約権の発行の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないとされる事由が生じた場合は、対象者に付与された新株予約権は直ちに失効し、その後新株予約権を行使することができないものとする。

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合または会社分割を行う場合、未行使の新株予約権はかかる吸収合併または新設合併にかかる契約の定めに従う。

新株予約権に関するその他の細目については、当社と個別の対象者との間で締結される新株予約権の割当に関する契約により定めることとする。

(8) 新株予約権の譲渡

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

(9) 新株予約権の消却の事由および消却条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権の割当を受けた者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、あるいは新株予約権を放棄した場合は、当該新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権の消却に関するその他の事項については、当社と対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

(注) 上記決議は、平成 15 年 6 月 23 日開催予定の当社第 4 回定時株主総会において「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上